

亀岡市技能労務職等の給与等の見直しに向けた取組方針

平成21年4月

地方自治体の技能労務職員の給与については、同種の民間事業の従事者と比較して高額であるとの批判や指摘があります。当市におきましても、市民の理解と納得が得られるよう、技能労務職員の職務の性格や内容を踏まえつつ、特に民間の同一又は類似の職種に従事するものとの均衡を保つため、技能労務職員の給与水準の適正化に向けた取り組み方針を策定しました。

1 現 状

(1) 職種ごとの平均年齢、職員数、平均給与等及び民間従業員データ

区 分	公務員				民 間			参考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料 月 額	平均給与 月額(A)	対応する 民間の 類似職種	平均年齢	平均給与 月額(B)	
亀 岡 市	55.3 歳	10 人	322,450 円	360,422 円	-	-	-	
用務員・作業員	55.0 歳	8 人	325,988 円	362,905 円	用務員	53.9 歳	225,900 円	1.61
保育所調理員		2 人			調理師	38.8 歳	273,200 円	
京 都 府	51.3 歳	498 人	361,163 円	425,068 円	-	-	-	
国	48.9 歳	4,784 人	284,679 円	-	-	-	-	

- 「平均給料月額」とは、平成21年4月1日(京都府及び国は平成20年4月1日)現在における各職種ごとの職員の基本給の平均額です。
- 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。
- 「民間」のデータは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています。
- 技能労務職の職種と民間の職種等の比較に当たり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。
- 個人情報保護の観点から、対象となる職員が2人以下の場合は、平均年齢及び平均給料月額の欄等をしていません。

(2) 職種ごとの年齢別職員構成

区分	40歳 未満	40～ 43歳	44～ 47歳	48～ 51歳	52～ 55歳	56～ 59歳	60歳 以上	計
用務員・作業員				1人	3人	4人		8人
保育所調理員					1人	1人		2人

(3) その他給与に関する事項

ア 給料表

一般行政職と同じく、国の行政職俸給表(一)に準じた給料表の3級までを適用しています。

イ 手当

扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、期末勤勉手当をそれぞれ該当者に支給しています。

ウ 昇給基準

一般行政職と同じく、毎年4月1日に3号給(55歳を超える者は1号給)を標準として勤務成績に応じた昇給を実施しています。

2 基本的な考え方

技能労務職員については、従来から退職不補充とし民間委託や非常勤嘱託職員等での対応を進めています。本市では、平成10年度以降、技能労務職員の新規採用は行っておらず、職員数は、平成10年度の50名から平成21年度の10名へと、40名(80%)の減員を行いました。

3 具体的な取組内容

平成21年4月現在、技能労務職員は10名で、その内訳は、保育所給食調理員2名、保育所作業員3名、文化センター等作業員3名、学校用務員2名となっています。今後とも退職者の補充は行わず、民間委託や非常勤嘱託職員等での対応を進めることとします。

給与については、平成18年度から平成20年度までに給料月額約5%の引き下げ、地域手当の2%削減などを実施してきたところですが、今後とも民間の類似職種従事者や他の地方公共団体の同種の職種に従事する職員の給与等を参考としつつ、適正な給与制度、運用となるよう努めます。